

7月より国民年金の19年度分の 保険料免除の申請を受け付けています

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

申請の手続きは、市役所保険年金課・各支所または草津社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

承認期間は、原則7月から翌年の6月までです。

承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されるほか、万一の障害や死亡といった不慮の事故の際に支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するときも保険料を納めた場合と同じ扱いになります。

ただし、1/4納付は月額3,530円、1/2納付は月額

7,050円、3/4納付は月額10,580円の納付がなければ未納と同じ扱いになってしまいます。

●申請に必要なもの

年金手帳・認印・前年所得を証明する書類（甲賀市役所において所得の確認ができない方のみ）・失業したことを確認できる書類（退職した方のみ）

問い合わせ

保険年金課 国保年金係

☎65-0688 FAX63-4618

草津社会保険事務所 国民年金業務課

☎077-567-2220

国民健康保険についてのお知らせ

国民健康保険
限度額適用・
標準負担額減額
認定証の申請について

入院をされたときの高額療養費および食事代について、限度額の適用を受けようとされる方は申請が必要となります。

今まで、お持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請が必要です。

申請方法については次のとおりです。

●申請場所

保険年金課または各支所

●持参するもの

保険証

課税証明書（19年1月1日に

甲賀市に住所のない方）

なお、70歳以上の前期高齢者の方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても同様です。

国民健康保険
高齢受給者証を
更新します

現在、お使いいただいている高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日よりお使いいただく新しい証（水色）を7月下旬にお手元に郵送でお届けします。

お手元に証が届きましたら、お名前等間違いがないか確認の上、大切に保管してください。

また、受診をされるときは保険証とあわせて必ず病院の窓口へ提示をお願いいたします。

問い合わせ

保険年金課 国保年金係

☎65-0688

FAX 63-4618